

岩手県告示第 389 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 7 条第 1 項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成 19 年 4 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 変更に係る農業振興地域の名称 一関地域
- 2 変更に係る区域 別図のとおり。

備考 「別図」は、省略し、変更後の図面は、県南広域振興局農林部及び県南広域振興局一関総合支局農林部並びに一関市役所に備えておいて縦覧に供する。